

令和3年度 第1回三重地方最低賃金審議会
三重県特定（産業別）最低賃金（合同）専門部会

日 時 令和3年9月17日（金）午後2時～
場 所 三重県医師会館 4階 代議員会室

- 1 開 会
- 2 部会長・同代理の選出
- 3 議長の選出
- 4 議 事
 - (1) 最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について
 - (2) 専門部会運営規程（案）について
 - (3) 今後の審議の進め方について
 - (4) その他
- 5 閉 会

【資料目次】	番号
1 令和3年度特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 三重地方最低賃金審議会三重県特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程 （案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 令和3年度地域別最低賃金改定状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 令和元年・令和2年度最低賃金審議経過等一覧表・・・・・・・・	4
5 三重県内の最低賃金（令和3年）・・・・・・・・	5
6 特定（産業別）最低賃金改正決定の申出関係資料・・・・・・・・	6
7 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）・（報告）・ （答申）（写）・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8 特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）（写）・・・・・・・・	8
9 令和3年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 特定（産業別）最低賃金	9
10 安定所別有効求人倍率・新規求人倍率の推移・・・・・・・・	10
11 産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）・・・・・・・・	11
12 鉱工業生産指数の推移・・・・・・・・	12
13 労働経済指標の推移・・・・・・・・	13

令和3年度特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿

（五十音順）

任命：令和3年9月1日

専門部会名	公益代表委員		労働者代表委員				使用者代表委員											
ガラス・同製品製造業	つねおか 恒岡	じゅんこ 純子	○ まえだ 前田	しげき 茂樹	◎ みよし 三好	まさと 正人	いとう 伊藤	ふみたか 文隆	とね 刀根	たかひろ 隆洋	なかむら 中村	たかし 敬	おおつき 大槻	たかし 崇	べっしょ 別所	ひろみ 浩己	むらさと 村里	みつとし 充利
					(J E C連合三重地方連絡会)						(三重県経営者協会)		(中央会)		(三重県経営者協会)			
電線・ケーブル製造業	○ ふじもと 藤本	まり 真理	まえだ 前田	しげき 茂樹	◎ やすい 安井	ひろのぶ 広伸	ほった 堀田	けんじ 健二	まえだ 前田	よしひこ 良彦	むらき 村木	やすひこ 靖彦	くりす 栗須	ゆりか 百合香	なかにし 中西	ひではる 秀治	よしだ 吉田	ひろし 洋志
					(全電線三重地方協議会)						(会議所)		(三重県経営者協会)					
電気機械器具製造業	なかむら 中村	れいこ 玲子	○ みよし 三好	まさと 正人	◎ やすい 安井	ひろのぶ 広伸	あさの 浅野	けいすけ 啓介	かなもり 金森	みちこ 美智子	たばる 田原	よしひろ 義洋	おおにし 大西	ひろや 宏弥	くらみつ 倉光	ゆうじ 優次	まつやま 松山	よしふみ 佳史
					(電機連合三重地協)						(商工会)		(会議所)					
輸送用機械器具製造業	○ なかむら 中村	れいこ 玲子	◎ ふじもと 藤本	まり 真理	ふりはた 降旗	みちお 道男	いずま 出馬	たかひろ 孝博	うかい 鵜飼	ちから 力	かつらやま 葛山	まゆみ 真由美	いとう 伊藤	ひさのぶ 久信	なかむら 中村	かずひと 和仁	やまもと 山本	まさひと 正仁
					(基幹労連三重県本部)		(自動車総連三重地方協議会)				(会議所)		(三重県経営者協会)					

注) 1 労働者代表委員と使用者代表委員の()内はそれぞれの推薦団体を表す。

使用者代表委員の(中央会)は三重県中小企業団体中央会、(会議所)は三重県商工会議所連合会、(商工会)は三重県商工会連合会の推薦を表す。

2 ◎は部会長、○部会長代理を表す。

三重県ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会委員名簿

(任命令和3年9月1日)

区分	氏名	現職	推薦団体
公益代表委員	恒岡純子	特定社会保険労務士	
	前田茂樹	三重県信用保証協会専務理事	
	三好正人	三重テレビ放送(株)役員待遇技術局長	
労働者代表委員	伊藤文隆	三菱ガス化学労働組合四日市支部支	J E C 連 合 会 三重地方連絡会
	刀根隆洋	セントラル硝子労働組合松阪支部支部長	
	中村敬	日硝ファイバー労働組合執行委員長	
使用者代表委員	大槻崇	パラマウント硝子工業(株)鈴鹿工場鈴鹿工場長	三重県経営者協会
	別所浩己	三重県中小企業団体中央会参	三重県中小企業団体中央会
	村里充利	セントラル硝子(株)松阪工場管	三重県経営者協会

(五十音順)

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会委員名簿

(任命令和3年9月1日)

区分	氏名	現職	推薦団体
公益代表委員	藤本 真理	三重大学 准教授	
	前田 茂樹	三重県信用保証協会専務理事	
	安井 広伸	公認会計士	
労働者代表委員	堀田 健二	昭和三重電線労働組合 昭三電地区統轄 組合長	全電線三重地方協議会
	前田 良彦	U三 Aゼンセ 三重県支部 次長	
	村木 靖彦	古河電気工業労働組合 三重支部執行委員 組合長	
使用者代表委員	栗須 百合香	三重工熱社(株) 代表取締役社長	三重県商工会議所連合会
	中西 秀治	住友電装(株)総務人事部 人事部 D&I・労務グループ長	三重県経営者協会
	吉田 洋志	古河電気工業(株)三重事業所 総務課 所長	

(五十音順)

三重県電気機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

(任命令和3年9月1日)

区分	氏名	現職	推薦団体
公益代表委員	中村 玲子	社会保険労務士	
	三好 正人	三重テレビ放送(株)役員待遇技術局長	
	安井 広伸	公認会計士	
労働者代表委員	浅野 啓介	電機連合会三重地方協議会事務局長	電機連合会三重地方協議会
	金森 美智子	日本労働組合総連合会三重県連合会副会長	
	田原 義洋	パナソニックライフソリューションズ労働組合津支部支部執行委員長	
使用者代表委員	大西 宏弥	三重県商工会連合会専務理事	三重県商工会連合会
	倉光 優次	旭管電器工業部(株)部長	三重県商工会議所連合会
	松山 佳史	(株)葉山電器製作所管理部ゼネラルマネージャー	

(五十音順)

三重県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

(任命令和3年9月1日)

区分	氏名	現職	推薦団体
公益代表委員	中村 玲子	社会保険労務士	/
	藤本 真理	三重大学 准教授	
	降旗 道男	弁護士	
労働者代表委員	出馬 孝博	ジャパンマリンユナイテッド津労働組合書記次長 基幹労連三重県本部 事務局長	基幹労連 三重県本部
	鵜飼 力	光精工労働組合 書記長	自動車総連 三重地方協議会
	葛山 真由美	全日本自動車産業労働組合総連合会 常任執行委員 全国本田労働組合連合会特別中央執行委 本田技研労働組合特別中央執行委員	
使用者代表委員	伊藤 久信	(株)一十代表取締役社長	三重県商工会議所 連合会
	中村 和仁	三重県経営者協会 三事 事務局次長	三重県経営者協会
	山本 正仁	(株)人 事 総 安 務 部 永長	

(五十音順)

三重地方最低賃金審議会

三重県ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第 1 条 三重地方最低賃金審議会三重県ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第 8 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した 2 名の委員が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
＜裏面につづく＞
- 又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第 9 条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第 10 条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行とする。

三重地方最低賃金審議会

三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第 1 条 三重地方最低賃金審議会三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第 8 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した 2 名の委員が署名するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
＜裏面につづく＞
又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第 9 条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第 10 条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行とする。

三重地方最低賃金審議会

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程(案)

(目的)

第 1 条 三重地方最低賃金審議会三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第 2 条 専門部会には、担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

(会議の招集)

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置

を取ることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 8 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した 2 名の委員が署名するものとする。

＜裏面につづく＞

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第 9 条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第 10 条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行とする。

三重地方最低賃金審議会

三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機
械器具製造業最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第 1 条 三重地方最低賃金審議会三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第 2 条 専門部会には、担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第 3 条 専門部会の委員の数は、9 人とする。

（会議の招集）

第 4 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、三重労働局長（以下「局長」という。）又は 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の 1 週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第 5 条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 7 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 8 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した
＜裏面につづく＞

2名の委員が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第 9 条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第 10 条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行とする。

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	28	889 (861)	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 (825)	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 (851)	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 (854)	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 (837)	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 (928)	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 (925)	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 (833)	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 (830)	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 (852)	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 (885)	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 (927)	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 (874)	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 (868)	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 (909)	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 (964)	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 (900)	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 (792)	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 (834)	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 (871)	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 (829)	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 (796)	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 (820)	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 (842)	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 (902)	28		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和元年度・令和2年度 最低賃金審議経過等一覧表

2年度

最低賃金名 元年度→2年度(アップ額)	申出書受理	必要性諮問	金額改正諮問	専門部会開催日	専門部会結審・報告日 本 審 答 申 日	異議申出締切日	官 報 公 示 日	効 力 発 生 日
三重県最低賃金 873円→874円(1円)			元. 7. 18	① 2. 7. 30	専結○ 元. 8. 5 本審○ 元. 8. 5	元. 8. 21 異議申出あり	元. 8. 29	元. 10. 1
			2. 7. 16	③ 2. 8. 3 ④ 2. 8. 4	専結● 2. 8. 4 本審● 2. 8. 5	2. 8. 20 異議申出あり	2. 9. 1	2. 10. 1
ガラス・同製品製造業 900円→901円(1円)	元. 7. 4	元. 7. 16	元. 8. 5	① 2. 9. 18 ② 2. 10. 7	専結● 元. 10. 21 本審● 元. 10. 23	元. 11. 7 異議申出なし	元. 11. 21	元. 12. 21
	2. 7. 2	2. 7. 16	2. 8. 5	③ 2. 10. 13 ④ 2. 10. 15	専結○ 2. 10. 15 本審○ 2. 10. 22	2. 11. 6 異議申出なし	2. 11. 20	2. 12. 21
電線・ケーブル製造業 920円→921円(1円)	元. 6. 25	元. 7. 16	元. 8. 5	① 2. 9. 18 ② 2. 10. 6	専結○ 元. 10. 18 本審○ 元. 10. 23	元. 11. 7 異議申出なし	元. 11. 21	元. 12. 21
	2. 7. 9	2. 7. 16	2. 8. 5	③ 2. 10. 8 ④ 2. 10. 19	専結○ 2. 10. 19 本審○ 2. 10. 22	2. 11. 6 異議申出なし	2. 11. 20	2. 12. 21
電気機械器具製造業 905円→906(1円)	元. 6. 28	元. 7. 16	元. 8. 5	① 2. 9. 18 ② 2. 10. 5	専結▲ 元. 10. 17 本審▲ 元. 10. 23	元. 11. 7 異議申出なし	元. 11. 21	元. 12. 21
	2. 6. 26	2. 7. 16	2. 8. 5	③ 2. 10. 8 ④ 2. 10. 20	専結▲ 2. 10. 20 本審▲ 2. 10. 22	2. 11. 6 異議申出なし	2. 11. 20	2. 12. 21
輸送用機械器具製造業 941円→942円(1円)	元. 7. 2	元. 7. 16	元. 8. 5	① 2. 9. 18 ② 2. 10. 1	専結○ 元. 10. 21 本審○ 元. 10. 23	元. 11. 7 異議申出なし	元. 11. 21	元. 12. 21
	2. 7. 2	2. 7. 16	2. 8. 5	③ 2. 10. 5 ④ 2. 10. 20	専結○ 2. 10. 20 本審○ 2. 10. 22	2. 11. 6 異議申出なし	2. 11. 20	2. 12. 21

○は全会一致、●は使用者側反対、◐は使用者側一部反対、▲は労働者側反対、◑は労働者側一部反対。

三重県内の最低賃金

三重労働局
労働基準監督署

三重県最低賃金

時間額 **902**円 (令和3年10月1日発効)

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、下表の「特定（産業別）最低賃金」が適用されます。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

特定（産業別）最低賃金 (適用業種欄(E000)は日本標準産業分類項目コード)

最低賃金件名 (効力発生日)	最低賃金額	適用業種	当産業の最低賃金が適用されない者 (三重県最低賃金が適用される者)
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金 (令和2年12月21日発効)	時間額 921円	(1) 電線・ケーブル製造業(E234) (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 書類等の複写、集配又は簡易な入力業務 ハ 手作業による軽易な包装、箱詰め又は運搬の業務
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (令和2年12月21日発効)	時間額 906円	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28) (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E29) (3) 情報通信機械器具製造業(ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、電子計算機・同附属品装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)(E30) (4) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 卓上において手工具又は小型動力機を用いて行う組線、巻線、端末処理、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、バリ取り、マーク打ち、打抜き又は刻印の業務 ハ 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の供給若しくは取りそろえ、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング、みがき、脱脂、塗油又は運搬の業務 ニ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ホ 賄い又は雑役の業務
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金 (令和2年12月21日発効)	時間額 942円	(1) 建設機械・鉱山機械製造業(E262)のうち建設用ショベルトラック製造業 (2) 自動車・同附属品製造業(E311) (3) 船舶製造・修理業、船用機関製造業(E313) (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業(E315) (5) その他の輸送用機械器具製造業(E319)(自転車・同部分品製造業を除く。) (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (7) 純粋持株会社を営む使用者(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇い入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 賄いの業務 ハ 書類等の事業場内集配、複写又は運搬の業務 ニ 手作業により又は手工具若しくは小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、かしめ、穴あけ、取付け、選別、検数又は材料若しくは部品の送給、取りそろえの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。) ホ 手作業による簡単なさび落とし、塗装若しくはメッキにおけるマスクング又はさび止めの処理の業務

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金(時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効)」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金(時間額762円 平成15年12月15日発効)」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金(時間額843円、平成27年12月20日発効)」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金(時間額901円、令和2年12月21日発効)」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額902円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室(電話059-226-2108)又は最寄の労働基準監督署へお願いします。

三重労働局ホームページ(<http://mie-roudoukyokujisite.mhlw.go.jp/>)、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)、もご参照ください。

2021年6月30日

三重労働局長
西田 和史 様

三重県四日市市日永東 2-4-16

日本化学工業労働組合
三重
伊藤 文隆

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県ガラス・同製品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、ガラス・同製品製造業を営む使用者に使用される労働者 1, 595人
2. 改正を申し出る最低賃金の件名
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法 第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、
①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

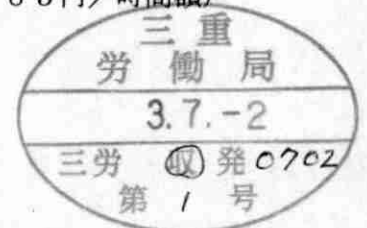
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	739人	概ね
<hr/>		= 0.46 > 3分の1以上

三重県におけるガラス・同製品製造業を営む 使用者に使用される基幹的労働者数人	1, 622人
---	---------

労働協約上の賃金の最も低い額 = 171, 570円/月額
(8, 438円/日額、1, 065円/時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 901円/時間

5. 添付書類
 - (1) 労働協約の写し
 - (2) 申出合意書および委任状
 - (3) 三重県におけるガラス・同製品製造業の事業所数と労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
 - (4) 所定労働時間数および所定労働日数
 - (5) 意向表明に関する同意書



以上

県におけるガラス・同製品製造業の事業所数と労働者数の概数および合意の効力の及ぶ労働者数は使用者

県におけるガラス・同製品製造業の事業所数と労働者数の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
E 2 1 1	3 4	1, 6 2 2
計	3 4	1, 6 2 2

合意の効力の及ぶ使用者または労働者数

(上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

	事業所名	組合名	最低賃金に関する協約の適用労働者数
1	セントラル硝子株式会社 松阪工場	セントラル硝子労働組合 松阪支部	4 3 7名
2	日本板硝子株式会社 津事業所	日本板硝子労働組合 津支部	1 6 0名
3	日本板硝子株式会社 四日市事業所	日本板硝子労働組合 四日市支部	1 0 8名
4	日硝ファイバー株式会社	日硝ファイバー労働組合	3 4名
計	4事業所	4労働組合	7 3 9名

(注) 表中の労働者数には、18歳未満および65歳以上の者は含まれていない。

(4労組とも、組合員の中に18歳未満および65歳以上の者はいない)

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の月間の所定労働時間数
および所定労働日数等の状況

	事業所名	組合名	月額金額	所定労働 時間数	所定労働 日数
1	セントラル硝子株式会社 松阪工場	セントラル硝子労働組合 松阪支部	174,000 円	152.50 時間	20.34 日
2	日本板硝子株式会社	日本板硝子労働組合	173,100 円	154.35 時間	19.92 日
3	日硝ファイバー株式会社	日硝ファイバー労働組合	171,570 円	161.04 時間	20.33 日

三重労働局長
西田 和史 殿

令和3年 7月 6日
三重県亀山市能褒野町20番地16
全日本電線関係者連合会
三重県協議会
議長 〇

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県電線・ケーブル製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
三重県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者
1,035名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから①生活の維持・防衛②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,035名
三重県における電線・ケーブル業を営む使用者に使用される労働者数
3,217名 = $0.32 >$ 概ね3分の1以上
最も低い労働協約の金額 = 159,700円/月額
7,851円/日額
1,013円/時間額
現在適用されている法定最低賃金 = 921円/時間額
5. 添付書類
①労働協約の写し、②申し出合意書類及び委任状、③三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、④所定内労働時間数及び所定労働日数。



以上

三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数。

1. 三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数

【令和3年度センサスによる人数】

業種名	事業所数	適用労働者数
E234 電線・ケーブル製造業	11	3,217人

2. 当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数 (1,035人)

①賃金の最低額に関する労働協約の適用を受けるものの内訳

	当事者名称		最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
	事業所名	労働組合名	
1	古河電気工業株式会社 三重事業所	古河電気工業労働組合三重支部	769人
2	株式会社フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労働組合 鈴鹿支部	155人
3	昭和電線 ケーブルシステム 株式会社三重事業所	昭和電線労働組合 三重地区	111人
計	3事業所	3組合	1,035人

* 令和3年6月1日現在

* 上記の労働者数は18歳～60歳までの組合員数である。

賃金の最低賃金が月額のみで表示されている
 労使協定の場合の所定労働時間数状況

	事業所名	労働組合名	月額金額	1日の所定労働時間数	月間の所定労働時間数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組 三重支部	160,130円	7時間45分	157.6時間
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組 鈴鹿支部	159,700円	7時間45分	157.6時間
3	昭和電線ケーブルシステム(株) 三重事業所	昭和労組 三重地区	163,000円	7時間45分	157.6時間

年間の所定労働日数

	事業所名	労働組合名	年間の所定労働日数
1	古河電気工業 (株) 三重事業所	古河電工労組三重支部	244日
2	(株) フジクラ 鈴鹿事業所	フジクラ労組鈴鹿支部	244日
3	昭和電線ケーブルシステム(株) 三重事業所	昭和労組三重地区	244日

以上

三重労働局
労働局長 西田 和史 殿

全日本電機・電子・
三重地

7月 8日
労働組合連合
長 小田 正

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電機計測器製造業及び他に分類されない電気機械器具製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業を除く。）又は電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者 16,749名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由（労働協約ケース）

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分1以上に達していることから法定最低賃金の改定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	16,749人	
<hr/>		= 0.589
三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者数	28,458人	(58.9%)

(2) 適用労働者の生活の維持・防衛、更には賃金格差是正のために法定最低賃金の改正を求める

5. 労働協約上の賃金の最も低い額=166,000円/月（時間額 999円）

※上記金額は時間額のための協定締結であり、月額から労働時間を換算した金額である
現在適用されている法定最低賃金額=906円/時間額

6. 添付書類

- ① 労働協約（覚書）の写し
- ② 合意書及び委任状、申出に係る労使の意思疎通
- ③ 三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ④ 月間の所定労働時間数及び所定労働日数の一覧



三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の
事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概況

産業小分類	事業所数	労働者数
E 2 8	3 5 4	2 8, 4 5 8
E 2 9		
E 3 0		

2. 合意の効力の及ぶ労働者数・賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名称	労働組合名称	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数(人)
1	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン(株)	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合	705
2	東芝産業機器システム(株)	東芝産業機器システム労働組合	921
3	キオクシア(株)四日市工場	キオクシア労働組合四日市支部	6,482
4	中部東芝エンジニアリング(株)	中部東芝エンジニアリング労働組合	250
5	富士電機(株)鈴鹿工場	富士電機労働組合鈴鹿支部	862
6	シャープ(株)亀山事業所	シャープ労働組合亀山支部	1,970
7	旭電器工業(株)	旭電器労働組合	516
8	パナソニック(株)ライフソリューションズ社津工場	パナソニックライフソリューションズ労働組合津支部	762
9	パナソニックライフソリューションズ電材三重(株)	パナソニックライフソリューションズ電材三重労働組合	493
10	(株)葉山電器製作所	葉山電器労働組合	199
11	シャープ(株)三重事業所	シャープ労働組合三重支部	1,076
12	(株)ダイヘン 三重工場	ダイヘン労働組合三重分会	100
13	パナソニック(株)インダストリアルソリューションズ社伊勢工場	パナソニックデバイス労働組合伊勢支部	1,216
14	シンフォニアテクノロジー(株)伊勢製作所	シンフォニアテクノロジー労働組合伊勢支部	772
15	ノリタケ伊勢電子(株)	ノリタケ伊勢電子労働組合	88
16	昭和電工マテリアルズ(株)名張事業所	昭和電工マテリアルズ労働組合名張支部	220
17	パワーサプライテクノロジー(株)	パワーサプライテクノロジー労働組合	117
計	17事業所	17組合	16,749

月間の所定労働時間数及び所定労働日数等の一覧

	事業所名称	労働組合名称	月間金額	所定労働時間数	所定労働日数
1	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン(株)	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合	164,500	155.60	20.08
2	東芝産業機器システム(株)	東芝産業機器システム労働組合	164,500	155.60	20.08
3	キオクシア(株)四日市工場	キオクシア労働組合 四日市支部	164,500	155.60	20.17
4	中部東芝エンジニアリング(株)	中部東芝エンジニアリング労働組合	164,500	155.61	—
5	富士電機(株)鈴鹿工場	富士電機労働組合 鈴鹿支部	164,500	155.65	—
6	シャープ(株)亀山事業所	シャープ労働組合 亀山支部	165,500	155.00	20.0
7	旭電器工業(株)	旭電器労働組合	166,000	166.33	—
8	パナソニック(株) ライフソリューションズ社津工場	パナソニックライフソリューションズ労働組合津支部	164,500	153.70	19.84
9	パナソニック ライフソリューションズ電材三重(株)	パナソニックライフソリューションズ電材三重労働組合	164,000	159.40	—
10	株葉山電器製作所	葉山電器労働組合	164,500	164.00	20.5
11	シャープ(株)三重事業所	シャープ労働組合 三重支部	165,500	155.00	20.0
12	(株)ダイヘン 三重工場	ダイヘン労働組合 三重分会	164,500	155.00	—
13	パナソニック(株)インダストリアルソリューションズ社伊勢工場	パナソニックデバイス労働組合伊勢支部	164,500	153.70	19.84
14	シンフォニアテクノロジー(株) 伊勢製作所	シンフォニアテクノロジー労働組合 伊勢支部	164,500	155.65	20.08
15	ノリタケ伊勢電子(株)	ノリタケ伊勢電子労働組合	165,000	159.31	20.17
16	昭和電工マテリアルズ(株) 名張事業所	昭和電工マテリアルズ労働組合 名張支部	170,500	155.62	20.08
17	パワーサプライテクノロジー(株)	パワーサプライテクノロジー労働組合	160,000	155.00	20.0

三重労働局長

令和 3年 6月 25日

西田 和史 殿

三重地方協議会

高津 健

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 34,323人

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから

①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	17,417	= 0.507	概ね3分の1以上
三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業を営む使用者に使用される労働者	34,323		
(最も低い) 労働協約の金額	=	円/月額	
		円/日額	・ 974円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額	=	942円/時間額	

5. 添付書類

①労働協約の写 ②申出合意書及び委任状 ③三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉦山機械製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数



以上

三重県における『自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、
 舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他
 の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業』の事業所数と
 労働者数の概数

(上記のうち賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

2021年6月1日現在

事業所名	組合名	賃金の最低額に 関する労働協約 の適用労働者数
1. 本田技研工業(株)鈴鹿製作所	1. 本田技研労働組合鈴鹿支部	6243 人
2. 株式会社 ユタカ技研三重製作所	2. ユタカ技研労働組合三重分会	130 人
3. 柳河精機(株)亀山工場・鈴鹿工場	3. 柳河精機労働組合三重支部	179 人
4. ホンダオートボディー株式会社	4. ホンダオートボディー労働組合	499 人
5. 八千代工業(株)鈴鹿工場	5. 八千代工業労働組合鈴鹿支部	238 人
6. テイ・エステック(株)鈴鹿工場	6. テイ・エステック労働組合鈴鹿支部	253 人
7. 株式会社 エフテック亀山事業所	7. エフテック労働組合亀山支部	248 人
8. (株)ホンダロジスティクス三重事業所	8. ホンダロジスティクス労働組合三重ブロック	302 人
9. (株)デンソー大安製作所	9. デンソー労働組合	4688 人
10. 愛知機械工業株式会社松阪工場・津事業所	10. 愛知機械工業労働組合松阪支部	502 人
11. 日本特殊陶業株式会社伊勢工場	11. 日本特殊陶業労働組合伊勢支部	253 人
12. トヨタ車体(株)いなべ工場	12. トヨタ車体労働組合	2767 人
13. 株式会社三五	13. 三互労働組合 いなべ支部	348 人
14. ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所	14. ジャパンマリンユナイテッド津労働組合	767 人
14事業所	14組合	17417 人

最低賃金に関する協定書の所定労働時間数・所定労働日数及び賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の概要

令和3年度6月1日現在

	事業所名	組合名	月額金額	所定労働時間数	所定労働日数	適用労働者数
1	本田技研工業(株) 鈴鹿製作所	本田技研労働組合 鈴鹿支部	177,757 <日給> 8,756 円	162.66 8.0時間	244 20.3 日	6,243 人
2	株式会社ユタカ技研 三重製作所	ユタカ技研労働組合 三重分会	158,873 円	162.64 8.0時間	244 20.33 日	130 人
3	柳河精機(株)亀山工場 鈴鹿工場	柳河精機労働組合 三重支部	164,000 <時間給> 1,008 円	162.66 時間	244 20.3 日	179 人
4	ホンダオートボディー(株)	ホンダオートボディー労働組合	158,570 円	162.66 8.0時間	244 20.3 日	499 人
5	八千代工業(株) 鈴鹿工場	八千代工業労働組合 鈴鹿支部	168,700 円	162.66 8時間	244 20.33 日	238 人
6	ティ・エステック(株) 鈴鹿工場	ティ・エステック労働組合 鈴鹿支部	161,643 円	162.66 8.0時間	244 20.33 日	253 人
7	(株)エフテック 亀山事業所	エフテック労働組合 亀山支部	164,040 円	162.66 時間	244 20.33 日	248 人
8	(株)ホンダ'ロジスティクス 三重事業所	ホンダ'ロジスティクス労働組合 三重ブロック	164,000 円	162.66 8.0時間	244 20.33 日	302 人
9	(株)デンソー 大安製作所	デンソー労働組合	<時間給> 1,008 円	時間	日	4,688 人
10	愛知機械工業株式会社 松阪工場・津事業所	愛知機械工業労働組合 松阪支部	164,000 円	162.67 8.0時間	244 20.33 日	502 人
11	日本特殊陶業株式会社 伊勢工場	日本特殊陶業労働組合 伊勢支部	168,500 円	152.1 7.45時間	245 20.41 日	253 人
12	トヨタ車体(株) いなべ工場	トヨタ車体労働組合 いなべ地区	164,000 <時間給> 1,009 円	162.667 時間	日	2,767 人
13	株式会社三五	三五労働組合 いなべ支部	164,000 円	162.66 時間	244 20.33 日	348 人
14	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 津事業所	ジャパンマリンユナイテッド 津労働組合	167,000 円	162.66 8.0時間	243 20.25 日	767 人
	14事業所	14組合	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数			17,417 人

写

三労発基 0713 第 1 号
令和 3 年 7 月 1 3 日

三重地方最低賃金審議会
会 長 安井 広伸 殿

三 重 労 働 局 長
西田 和史

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定等に関する申出が、別添のとおりあったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 2 号）
申出日 令和 3 年 7 月 2 日
申出代表者 日本化学エネルギー産業労働組合連合会三重県地方連絡会議長
伊藤 文隆
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 3 号）
申出日 令和 3 年 7 月 6 日
申出代表者 全日本電線関連産業労働組合連合会三重地方協議会議長
村木 靖彦
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 5 号）
申出日 令和 3 年 7 月 8 日
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会三重地方協議会議長
小田 正亮
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 6 号）
申出日 令和 3 年 6 月 2 5 日
申出代表者 自動車総連三重地方協議会議長 高津 健一

写

令和3年8月2日

三重地方最低賃金審議会

会長 安井 広伸 殿

三重地方最低賃金審議会小委員会

委員長 三好 正人

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月13日、三重地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等を行い、慎重に審議を重ねた結果、下記1から4の特定（産業別）最低賃金について改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記5のとおりである。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金
- 5 本件の審議に当たった当小委員会の委員
公益代表委員 藤本 真理 三好 正人 安井 広伸
労働者代表委員 太田 美子 高津 健一 前田 良彦
使用者代表委員 栗須 百合香 中村 和仁 別所 浩己

写

令和3年8月5日

三重労働局長 殿

三重地方最低賃金審議会

会長 安井 広伸

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月13日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった、下記1から4の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記1から4の特定（産業別）最低賃金の改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

写

三労発基 0805 第 1 号
令和 3 年 8 月 5 日

三重地方最低賃金審議会
会長 安井 広伸 殿

三重労働局長
西田 和史

特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 5 号により一部改正、平成 14 年同公示第 9 号）
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 6 号により一部改正、平成 14 年同公示第 10 号）

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)



厚生労働省 三重労働局発表
令和3年8月31日(火)
午前8時30分 解禁

厚生労働省三重労働局職業安定部
担当 職業安定課長 藤木 真保
職業安定課長補佐 堀 保
地方労働市場情報官 辻村 尚人
電話 059-226-2305

報道関係者 各位

三重県の一般職業紹介状況

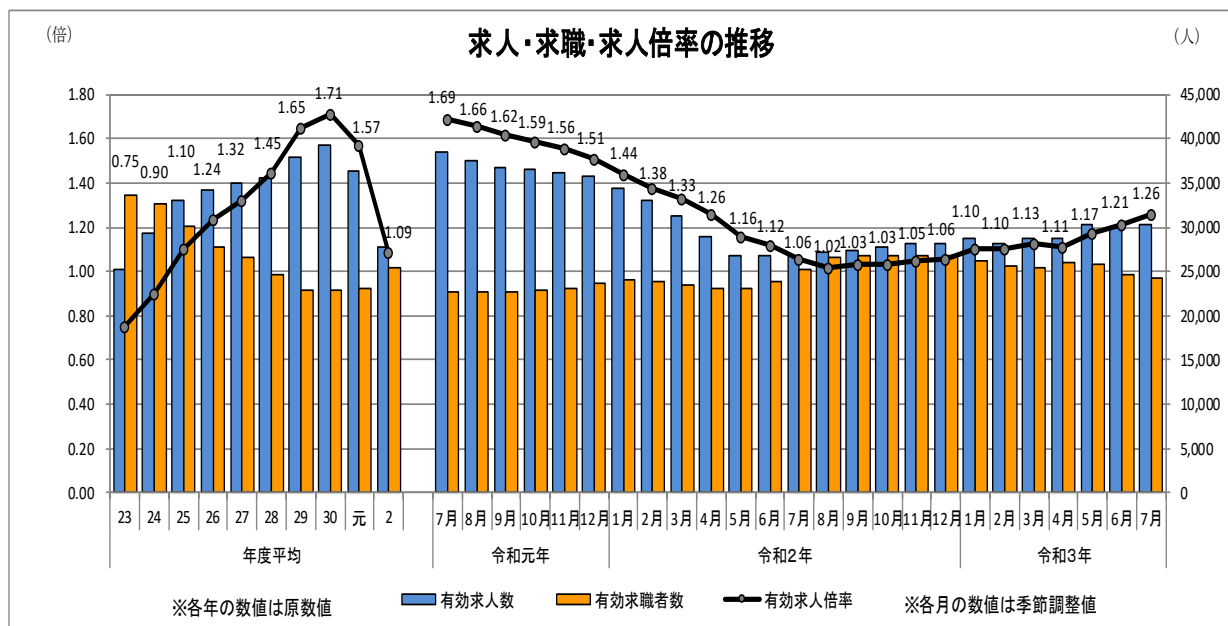
《令和3年7月内容》

- 有効求人倍率(季節調整値)は1.26倍で、前月を0.05ポイント上回った。
全国の有効求人倍率は1.15倍。三重の順位は全国第25位。
就業地別有効求人倍率(季節調整値)は1.42倍で、前月を0.04上回る。三重の順位は全国第19位。
- 新規求人倍率(季節調整値)は1.94倍で、前月を0.14ポイント下回る。
就業地別新規求人倍率(季節調整値)は2.26倍で、前月を0.04ポイント下回る。
- 県内の雇用情勢は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。

※就業地別求人倍率とは、三重県内を就業地とする求人数を用いて算出した求人倍率。

《概要》

- 有効求人数(季節調整値)は30,343人で前月に比べ1.5%(438人)増加し、有効求職者数(季節調整値)は24,173人で同2.1%(517人)減少した結果、有効求人倍率は1.26倍となり前月を0.05ポイント上回った。
- 新規求人数(季節調整値)は10,246人で前月に比べ7.0%(772人)減少し、新規求職者数(季節調整値)は5,274人で同0.3%(16人)減少した結果、新規求人倍率は1.94倍となり前月を0.14ポイント下回った。



※令和2年12月以前の数値は、季節調整値替が行われたことで変更となっているものがあることにご注意ください。

(表1) 産業別新規求人の状況 (パートを含む全数)

三重労働局計

産 業	3年7月	前年同月	対前年同月		前月
			増減率	増減差	
AB 農 業 , 林 業 , 漁 業	79	74	6.8	5	86
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	11	6	83.3	5	25
D 建 設 業	813	1,001	▲ 18.8	▲ 188	1,136
E 製 造 業	1,654	935	76.9	719	1,774
09 食 料 品	276	197	40.1	79	276
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	1	6	▲ 83.3	▲ 5	15
11 織 維 工 業	8	12	▲ 33.3	▲ 4	34
12 木 材 ・ 木 製 品	20	11	81.8	9	14
13 家 具 ・ 装 備 品	25	17	47.1	8	17
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	30	9	233.3	21	9
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	4	17	▲ 76.5	▲ 13	17
16 化 学 工 業	62	48	29.2	14	58
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	0	6	▲ 100.0	▲ 6	8
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	81	68	19.1	13	122
19 ゴ ム 製 品	72	24	200.0	48	62
21 窯 業 ・ 土 石 製 品	58	31	87.1	27	51
22 鉄 鋼 業	24	13	84.6	11	28
23 非 鉄 金 属	53	5	960.0	48	21
24 金 属 製 品	174	93	87.1	81	156
25 は ん 用 機 械 器 具	144	47	206.4	97	152
26 生 産 用 機 械 器 具	98	83	18.1	15	83
27 業 務 用 機 械 器 具	73	9	711.1	64	117
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	36	40	▲ 10.0	▲ 4	88
29 電 気 機 械 器 具	140	79	77.2	61	194
30 情 報 通 信 機 械 器 具	4	1	300.0	3	23
31 輸 送 用 機 械 器 具	251	106	136.8	145	188
20,32 そ の 他 の 製 造 業	20	13	53.8	7	41
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	17	17	0.0	0	1
G 情 報 通 信 業	68	85	▲ 20.0	▲ 17	72
H 運 輸 業 , 郵 便 業	593	553	7.2	40	646
I 卸 売 業 , 小 売 業	1,018	1,092	▲ 6.8	▲ 74	1,218
(50~55 卸 売 業)	216	205	5.4	11	191
(56~61 小 売 業)	802	887	▲ 9.6	▲ 85	1,027
J 金 融 業 , 保 険 業	31	69	▲ 55.1	▲ 38	33
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	189	99	90.9	90	104
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	188	166	13.3	22	153
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	876	1,068	▲ 18.0	▲ 192	878
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	298	383	▲ 22.2	▲ 85	360
O 教 育 , 学 習 支 援 業	120	120	0.0	0	109
P 医 療 , 福 祉	2,651	2,549	4.0	102	2,359
(83 医 療 業)	917	790	16.1	127	793
(85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業)	1,732	1,755	▲ 1.3	▲ 23	1,560
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	57	51	11.8	6	65
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1,464	1,112	31.7	352	1,480
(91 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業)	645	426	51.4	219	505
ST 公 務 ・ そ の 他	131	337	▲ 61.1	▲ 206	240
合 計	10,258	9,717	5.6	541	10,739

(表2)

職業安定業務速報 (令和3年7月)

(三重労働局職業安定課)

項目 年月	新規求人・求職				有効求人・求職				求人倍率					中高年齢者				就職件数			
	求人数 (人)	前年 同月比 (%)	求職者 数 (人)	前年 同月比 (%)	求人数 (人)	前年 同月比 (%)	求職者 数 (人)	前年 同月比 (%)	新規		有効		全国 TCI倍	新規 求職者 数 (人)	前年 同月比 (%)	有効 求職者 数 (人)	前年 同月比 (%)	全数 (件)	前年 同月比 (%)	就職率 (%)	
									三重 倍	TCI倍	三重 倍	TCI倍									
29年	13,031	4.1	5,789	▲6.3	37,151	4.9	23,282	▲6.8	2.25	—	1.60	—	(原数値) 1.50	2,616	▲1.1	11,074	▲3.3	1,994	▲4.1	34.4	
30平均	13,602	4.4	5,606	▲3.2	39,170	5.4	22,953	▲1.4	2.43	—	1.71	—	(原数値) 1.61	2,666	1.9	11,387	2.8	1,881	▲5.7	33.6	
1平均	13,033	▲4.2	5,441	▲3.0	37,800	▲3.5	22,807	▲0.6	2.40	—	1.66	—	(原数値) 1.60	2,717	1.9	11,802	3.6	1,755	▲6.7	32.3	
2平均	10,037	▲23.0	5,358	▲1.5	28,953	▲23.4	24,984	9.5	1.87	—	1.16	—	(原数値) 1.18	2,820	3.8	13,587	15.1	1,569	▲10.6	29.3	
29年	13,315	6.3	5,682	▲6.4	37,843	6.5	22,948	▲6.6	2.34	—	1.65	—	(原数値) 1.54	2,587	▲2.3	10,956	▲3.6	1,943	▲6.3	34.2	
30度	13,530	1.6	5,550	▲2.3	39,292	3.8	22,921	▲0.1	2.44	—	1.71	—	(原数値) 1.62	2,691	4.0	11,531	5.2	1,862	▲4.2	33.5	
1平均	12,418	▲8.2	5,423	▲2.3	36,289	▲7.6	23,109	0.8	2.29	—	1.57	—	(原数値) 1.55	2,754	2.3	12,132	5.2	1,742	▲6.4	32.1	
2平均	9,837	▲20.8	5,359	▲1.2	27,874	▲23.2	25,510	10.4	1.84	—	1.09	—	(原数値) 1.10	2,845	3.3	13,985	15.3	1,564	▲10.2	29.2	
30	7	13,516	4.5	5,256	0.5	38,289	5.0	23,352	1.0	2.57	2.42	1.64	1.70	1.63	2,487	6.7	11,766	6.6	1,772	▲3.6	33.7
	8	13,303	5.8	5,462	▲3.8	38,870	5.2	23,080	▲0.4	2.44	2.44	1.68	1.72	1.64	2,527	3.7	11,563	5.3	1,640	▲6.4	30.0
	9	13,073	▲5.1	4,958	▲13.3	38,812	2.6	22,511	▲3.1	2.64	2.51	1.72	1.73	1.64	2,320	▲8.0	11,267	3.1	1,566	▲22.3	31.6
	10	14,781	2.3	5,783	6.3	39,874	1.8	23,212	0.4	2.56	2.47	1.72	1.72	1.63	2,749	13.1	11,534	6.1	2,022	2.8	35.0
	11	13,606	9.4	4,615	▲4.5	40,003	2.5	22,116	1.1	2.95	2.51	1.81	1.71	1.63	2,148	▲2.0	11,010	6.5	1,710	▲0.9	37.1
	12	11,902	▲4.2	3,927	▲3.6	38,714	2.2	20,525	0.7	3.03	2.39	1.89	1.71	1.62	1,904	▲1.1	10,261	4.7	1,643	3.3	41.8
31	1	15,416	9.1	5,787	1.7	39,360	5.1	20,739	0.8	2.66	2.53	1.90	1.74	1.64	2,880	15.8	10,481	7.2	1,478	1.9	25.5
	2	14,171	▲2.9	5,811	▲4.1	40,087	1.0	21,802	▲0.3	2.44	2.45	1.84	1.72	1.62	2,897	2.5	11,106	6.0	1,743	▲6.9	30.0
	3	12,510	▲12.1	5,842	▲8.2	40,388	▲2.1	23,044	▲2.0	2.14	2.38	1.75	1.71	1.63	2,844	▲5.7	11,712	3.5	2,418	▲5.3	41.4
	4	13,861	1.2	6,869	▲11.4	38,483	▲3.6	24,112	▲4.2	2.02	2.58	1.60	1.70	1.62	3,776	▲9.1	12,647	0.1	1,971	▲8.5	28.7
	5	12,725	▲0.2	5,784	▲7.8	37,370	▲3.4	24,299	▲4.2	2.20	2.44	1.54	1.70	1.61	2,852	▲5.1	12,853	0.3	1,829	▲18.9	31.6
	6	12,479	▲8.5	5,052	▲1.5	37,686	▲2.2	23,842	▲1.3	2.47	2.40	1.58	1.71	1.61	2,420	1.8	12,597	3.1	1,769	▲8.8	35.0
	7	13,627	0.8	5,362	2.0	37,518	▲2.0	23,240	▲0.5	2.54	2.49	1.61	1.69	1.60	2,698	8.5	12,074	2.6	1,866	5.3	34.8
	8	11,945	▲10.2	4,942	▲9.5	36,314	▲6.6	22,541	▲2.3	2.42	2.37	1.61	1.66	1.60	2,318	▲8.3	11,591	0.2	1,512	▲7.8	30.6
	9	12,059	▲7.8	5,305	7.0	36,350	▲6.3	22,648	0.6	2.27	2.17	1.60	1.62	1.59	2,540	9.5	11,582	2.8	1,579	0.8	29.8
	10	14,578	▲1.4	5,728	▲1.0	37,069	▲7.0	23,240	0.1	2.55	2.32	1.60	1.59	1.58	2,875	4.6	11,924	3.4	1,776	▲12.2	31.0
	11	12,150	▲10.7	4,617	0.0	37,002	▲7.5	22,616	2.3	2.63	2.21	1.64	1.56	1.57	2,351	9.5	11,725	6.5	1,552	▲9.2	33.6
	12	10,869	▲8.7	4,192	6.7	35,976	▲7.1	21,558	5.0	2.59	2.13	1.67	1.51	1.55	2,156	13.2	11,327	10.4	1,567	▲4.6	37.4
2	1	12,735	▲17.4	6,081	5.1	34,452	▲12.5	22,130	6.7	2.09	1.99	1.56	1.44	1.51	3,205	11.3	11,797	12.6	1,344	▲9.1	22.1
	2	11,650	▲17.8	5,445	▲6.3	34,108	▲14.9	23,022	5.6	2.14	2.05	1.48	1.38	1.45	2,833	▲2.2	12,390	11.6	1,725	▲1.0	31.7
	3	10,335	▲17.4	5,704	▲2.4	33,145	▲17.9	24,058	4.4	1.81	2.05	1.38	1.33	1.40	3,021	6.2	13,082	11.7	2,409	▲0.4	42.2
	4	9,196	▲33.7	6,721	▲2.2	29,153	▲24.2	24,425	1.3	1.37	1.80	1.19	1.26	1.30	3,865	2.4	13,557	7.2	1,685	▲14.5	25.1
	5	8,297	▲34.8	5,013	▲13.3	25,575	▲31.6	24,190	▲0.4	1.66	1.86	1.06	1.16	1.18	2,639	▲7.5	13,356	3.9	1,294	▲29.3	25.8
	6	9,733	▲22.0	6,141	21.6	25,869	▲31.4	25,259	5.9	1.58	1.60	1.02	1.12	1.12	3,145	30.0	13,882	10.2	1,535	▲13.2	25.0
	7	9,717	▲28.7	5,538	3.3	26,100	▲30.4	25,718	10.7	1.75	1.64	1.01	1.06	1.09	2,808	4.1	13,842	14.6	1,585	▲15.1	28.6
	8	8,607	▲27.9	4,778	▲3.3	26,177	▲27.9	26,253	16.5	1.80	1.77	1.00	1.02	1.05	2,456	6.0	14,100	21.6	1,297	▲14.2	27.1
	9	10,071	▲16.5	5,345	0.8	27,116	▲25.4	26,856	18.6	1.88	1.86	1.01	1.03	1.04	2,763	8.8	14,496	25.2	1,492	▲5.5	27.9
	10	10,648	▲27.0	5,454	▲4.8	28,108	▲24.2	27,321	17.6	1.95	1.84	1.03	1.03	1.04	2,910	1.2	14,850	24.5	1,668	▲6.1	30.6
	11	10,010	▲17.6	4,204	▲8.9	29,107	▲21.3	26,083	15.3	2.38	1.95	1.12	1.05	1.05	2,176	▲7.4	14,253	21.6	1,426	▲8.1	33.9
	12	9,443	▲13.1	3,866	▲7.8	28,522	▲20.7	24,498	13.6	2.44	1.97	1.16	1.06	1.05	2,015	▲6.5	13,439	18.6	1,370	▲12.6	35.4
3	1	10,684	▲16.1	5,377	▲11.6	28,721	▲16.6	24,254	9.6	1.99	1.90	1.18	1.10	1.10	2,955	▲7.8	13,405	13.6	1,256	▲6.5	23.4
	2	10,374	▲11.0	5,449	0.1	29,300	▲14.1	24,861	8.0	1.90	1.84	1.18	1.10	1.09	2,891	2.0	13,800	11.4	1,587	▲8.0	29.1
	3	11,262	9.0	6,422	12.6	30,740	▲7.3	26,396	9.7	1.75	2.04	1.16	1.13	1.10	3,514	16.3	14,837	13.4	2,575	6.9	40.1
	4	9,900	7.7	7,520	11.9	28,975	▲0.6	27,566	12.9	1.32	1.77	1.05	1.11	1.09	4,371	13.1	15,681	15.7	1,887	12.0	25.1
	5	9,805	18.2	4,927	▲1.7	28,855	12.8	26,900	11.2	1.99	2.27	1.07	1.17	1.09	2,674	1.3	15,254	14.2	1,594	23.2	32.4
	6	10,739	10.3	5,297	▲13.7	28,837	11.5	26,068	3.2	2.03	2.08	1.11	1.21	1.13	2,751	▲12.5	14,732	6.1	1,694	10.4	32.0
	7	10,258	5.6	4,833	▲12.7	29,178	11.8	24,473	▲4.8	2.12	1.94	1.19	1.26	1.15	2,696	▲4.0	13,730	▲0.8	1,480	▲6.6	30.6
	8																				
	9																				

※求人数、求職者数、就職件数、求人倍率は、学卒を除きパートを含む。TCIは季節調整値を示す。rは数値を補正したもの。

※就職率は、新規求職者数に対する就職件数の割合。

産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）（規模5人以上）

産業区分	決まって支給する給与		出勤日数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	令和2年 （円）	対前年比 （％）	令和2年 （日）	対前年差 （％）	令和2年 （時間）	対前年差 （％）	令和2年 （時間）	対前年比 （％）
調査産業計	257,608	0.1	17.8	-1.1	127.3	-1.0	10.4	-13.6
建設業	336,967	-2.5	21.0	0.5	155.1	0.2	14.3	-13.2
製造業	322,983	-1.6	18.6	-1.6	142.4	-1.2	13.2	-25.5
電気・ガス・熱供給・水道業	440,779	0.0	18.5	-0.5	136.4	-1.9	19.3	-9.4
情報通信業	280,188	-19.9	18.8	2.7	138.3	-0.6	9.8	-30.1
運輸業，郵便業	280,113	-3.3	19.5	-0.5	142.0	-1.9	27.3	-0.6
卸売業，小売業	192,502	2.6	17.6	-0.6	120.3	3.4	5.9	-11.7
金融業，保険業	326,158	-2.5	18.2	-0.5	133.0	-0.4	9.9	-19.9
学術研究，専門・技術サービス業	328,067	-2.4	18.7	-6.5	139.0	-5.9	13.0	-16.4
宿泊業，飲食サービス業	102,326	-6.1	13.5	-10.0	78.9	-10.1	4.9	-32.0
生活関連サービス業，娯楽業	193,231	11.3	15.0	-7.4	106.3	-2.5	6.3	-22.7
教育，学習支援業	298,113	6.6	16.5	0.0	117.8	-0.7	6.4	36.8
医療，福祉	249,636	7.7	17.9	2.3	125.2	2.2	6.9	30.0
サービス業（他に分類されないもの）	221,139	-0.8	17.7	-3.8	124.1	-6.3	10.4	-8.0

産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）（規模30人以上）

産業区分	決まって支給する給与		出勤日数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	令和2年 （円）	対前年比 （％）	令和2年 （日）	対前年差 （％）	令和2年 （時間）	対前年比 （％）	令和2年 （時間）	対前年比 （％）
調査産業計	290,270	1.2	18.0	-1.6	132.0	-0.6	12.9	-11.3
建設業	410,170	-0.7	20.5	-0.5	154.3	-0.5	28.3	-20.1
製造業	340,638	-0.7	18.5	-1.6	143.5	-0.3	14.2	-23.8
電気・ガス・熱供給・水道業	440,779	-2.8	18.5	0.0	136.4	0.6	19.3	-13.3
情報通信業	309,240	-1.1	18.3	1.1	140.0	-0.4	8.5	-15.1
運輸業，郵便業	292,123	-1.9	18.8	-2.6	140.1	-2.3	35.5	-8.7
卸売業，小売業	171,125	-2.5	17.9	-2.2	112.4	-1.5	7.2	1.1
金融業，保険業	368,571	6.5	17.9	-1.6	134.4	2.2	13.0	-11.3
学術研究，専門・技術サービス業	381,225	-0.6	18.9	-4.1	141.5	-2.0	17.3	-0.9
宿泊業，飲食サービス業	120,934	7.7	13.6	-8.1	85.1	-4.6	5.3	-9.6
生活関連サービス業，娯楽業	140,210	-20.3	14.2	-13.9	87.1	-21.5	3.2	-53.8
教育，学習支援業	334,069	1.4	17.1	-1.2	125.6	-2.0	4.3	121.8
医療，福祉	286,160	10.0	18.5	2.8	132.9	4.1	8.5	51.2
サービス業（他に分類されないもの）	227,254	9.6	17.7	-3.3	125.1	-2.0	13.2	2.7

資料出所：毎月勤労統計調査地方調査（年平均）

鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）

全国、三重県：平成27年=100

年月	区分	全国	三重県							
			窯業土石	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	
平成26年平均		101.2	103.1	114.0	104.6	117.9	89.4	102.4	92.2	129.5
平成27年平均		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
平成28年平均		100.0	105.1	96.7	106.0	120.1	123.9	92.0	97.5	121.0
平成29年平均		103.1	107.3	98.3	112.8	120.9	123.5	102.9	107.6	110.5
平成30年平均		104.1	110.7	104.0	117.6	119.7	96.2	97.3	113.9	129.4
令和元年平均		101.3	106.7	112.6	108.8	118.3	107.4	90.3	101.5	131.8
令和2年平均		90.6	100.0	98.7	83.7	100.1	73.8	66.0	115.0	109.8
令和2年 1月		99.1	106.1	105.5	108.6	111.0	113.6	73.8	118.3	113.3
2月		98.7	107.1	118.0	100.2	108.1	95.5	73.5	124.6	110.4
3月		96.2	98.5	106.2	91.1	105.8	40.0	77.3	122.0	107.1
4月		86.3	98.3	96.4	81.4	93.8	82.7	67.2	119.4	95.7
5月		77.2	89.5	76.4	50.0	78.2	75.4	57.7	108.2	84.9
6月		81.0	93.9	67.1	58.5	74.9	66.7	52.7	118.7	96.8
7月		86.6	94.4	86.4	65.6	86.5	64.9	54.0	119.7	103.4
8月		88.3	102.7	93.3	78.8	91.4	72.1	59.6	119.9	122.1
9月		91.6	101.7	103.8	73.4	107.8	45.4	71.8	115.1	116.2
10月		93.5	101.5	110.5	92.5	113.4	69.4	69.9	104.7	123.5
11月		94.2	101.9	110.7	103.6	113.7	76.2	64.6	102.8	127.7
12月		94.0	103.8	110.5	100.2	116.4	84.2	70.2	106.6	117.0
令和3年 1月		96.9	105.8	113.2	101.8	113.3	141.8	56.5	113.5	122.8
2月		95.6	106.4	116.1	112.8	114.0	76.6	68.5	127.0	100.9
3月		97.2	106.9	114.0	108.1	119.4	48.4	68.9	135.8	116.7
4月		100.0	111.4	111.2	112.6	122.2	90.1	72.9	135.0	119.0
5月		93.5	107.9	103.8	101.4	109.6	95.9	74.2	144.3	80.2
6月		99.6	114.4	93.4	102.9	116.8	82.4	77.9	146.0	114.5
7月		98.1								

鉱工業製品在庫指数の推移（季節調整済指数）

全国、三重県：平成27年=100

年月	区分	全国	三重県							
			窯業土石	鉄鋼非鉄		金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械	
平成26年平均		99.5	96.5	95.3	93.9		102.7	84.5	92.5	91.4
平成27年平均		100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0
平成28年平均		99.1	86.7	95.1	112.8		94.3	122.3	70.9	40.6
平成29年平均		99.4	85.9	94.0	132.5		147.4	105.6	51.5	21.6
平成30年平均		104.2	88.2	104.8	141.7		173.9	89.7	55.5	27.3
令和元年平均		103.7	91.0	119.0	131.0		168.0	108.0	52.7	29.4
令和2年平均		100.6	101.5	131.7	123.7		203.5	121.4	51.1	58.8
令和2年 1月		105.9	97.8	118.1	128.0		200.1	124.4	61.1	32.0
2月		104.4	98.3	120.4	129.4		214.9	127.3	60.4	35.2
3月		105.1	100.6	118.4	122.5		228.9	122.0	54.2	52.4
4月		105.1	103.9	127.9	128.1		236.7	114.6	59.0	51.9
5月		102.6	101.3	150.4	132.9		189.9	124.4	57.8	29.4
6月		100.8	100.2	142.7	144.0		189.5	120.6	47.7	48.1
7月		99.5	97.4	141.4	139.3		187.6	118.3	47.2	37.4
8月		98.6	99.7	139.5	121.7		204.3	111.9	47.6	48.8
9月		97.6	100.2	133.5	117.5		203.6	123.6	47.0	64.1
10月		96.6	100.9	130.4	111.2		191.3	121.5	49.5	75.7
11月		95.4	106.9	129.9	109.8		196.5	118.8	45.1	108.9
12月		96.0	110.6	127.3	100.2		199.1	129.0	36.6	121.7
令和3年 1月		95.1	107.5	132.5	90.2		212.3	122.2	39.6	118.1
2月		94.4	99.5	131.2	96.5		194.5	120.6	39.2	91.9
3月		94.8	98.4	124.7	82.0		198.6	122.2	37.4	93.6
4月		94.7	100.2	125.0	81.8		219.5	117.1	40.4	72.5
5月		93.7	92.6	132.8	81.2		161.1	111.4	30.5	32.8
6月		95.7	94.4	133.1	83.4		166.0	114.8	33.0	48.2
7月		95.1								

令和元年の業種別平均は平成31年1月から4月、令和元年5月から12月の単純平均値

労働経済指標の推移

(国内企業物価指数、消費者物価指数、現金給与総額：平成27年＝100)

区分	国内企業物価指数	消費者物価指数 (持家帰属家賃を除く総合)		有効求人倍率 (季節調整値) ※年平均は原数値		現金給与総額							
						名目賃金指数				実質賃金指数			
						規模5人以上		規模30人以上		規模5人以上		規模30人以上	
						全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県
H30年平均	(2.6) 101.3	(1.2) 101.7	(1.3) 101.4			(1.4) 102.5	(-0.5) 99.6	(1.2) 102.9	(1.0) 104.3	(0.2) 100.8	(-1.8) 98.2	(0.0) 101.2	(-0.3) 102.9
R元年平均	(0.2) 101.5	(0.6) 102.3	(0.3) 101.7			(-0.4) 102.1	(0.6) 100.2	(-0.2) 102.7	(0.4) 104.7	(-1.0) 99.8	(0.3) 98.5	(-0.8) 100.4	(0.0) 102.9
R2年平均	(-1.2) 100.3	(0.0) 102.3	(-0.1) 101.6			(-1.2) 100.9	(-1.0) 99.2	(-1.7) 101.0	(0.3) 105.0	(-1.2) 98.6	(-0.9) 97.6	(-1.7) 98.7	(0.4) 103.3
R2年1月	(1.5) 102.4	(0.8) 102.7	(0.4) 101.9	(-7.9) 1.51	(-17.2) 1.44	(1.0) 87.2	(1.8) 86.1	(0.7) 84.9	(4.0) 88.4	(0.4) 84.9	(1.4) 84.5	(0.0) 82.7	(3.7) 86.8
R2年2月	(0.8) 102.0	(0.5) 102.4	(0.3) 101.6	(-10.5) 1.45	(-19.8) 1.38	(0.7) 84.5	(1.2) 84.3	(0.7) 82.6	(2.9) 87.7	(0.2) 82.5	(1.0) 83.0	(0.2) 80.7	(2.6) 86.3
R2年3月	(-0.4) 101.1	(0.5) 102.4	(0.2) 101.7	(-14.1) 1.40	(-19.3) 1.38	(0.0) 89.2	(3.0) 86.9	(-0.2) 87.9	(3.2) 89.7	(-0.5) 87.1	(2.6) 85.4	(-0.8) 85.8	(2.9) 88.2
R2年4月	(-2.5) 99.4	(0.1) 102.3	(0.1) 101.8	(-19.8) 1.30	(-25.9) 1.26	(-0.7) 87.1	(-1.7) 84.9	(-1.2) 85.1	(-1.0) 88.5	(-0.7) 85.1	(-1.9) 83.4	(-1.2) 83.2	(-1.1) 86.9
R2年5月	(-2.7) 99.0	(0.0) 102.3	(-0.1) 101.6	(-26.7) 1.18	(-31.8) 1.16	(-2.3) 85.2	(-2.2) 83.9	(-3.4) 83.4	(-1.4) 87.6	(-2.3) 83.3	(-2.1) 82.6	(-3.4) 81.5	(-1.3) 86.2
R2年6月	(-1.6) 99.6	(0.1) 102.2	(0.3) 101.6	(-30.4) 1.12	(-34.5) 1.12	(-2.0) 140.3	(0.6) 131.1	(-2.8) 150.1	(0.6) 140.6	(-2.1) 137.3	(0.3) 129.0	(-2.9) 146.9	(0.3) 138.4
R2年7月	(-1.0) 100.1	(0.3) 102.3	(0.5) 101.7	(-31.9) 1.09	(-37.3) 1.06	(-1.5) 116.9	(-2.7) 119.9	(-1.4) 116.1	(0.2) 132.0	(-1.8) 114.3	(-3.1) 117.9	(-1.7) 113.5	(-0.3) 129.8
R2年8月	(-0.6) 100.3	(0.2) 102.5	(0.0) 101.7	(-34.4) 1.05	(-38.6) 1.02	(-1.3) 86.6	(-3.2) 85.3	(-1.5) 83.6	(-4.2) 87.7	(-1.4) 84.5	(-3.2) 83.9	(-1.7) 81.6	(-4.3) 86.2
R2年9月	(-0.8) 100.1	(0.0) 102.5	(0.1) 101.7	(-34.6) 1.04	(-36.4) 1.03	(-0.9) 85.4	(-0.7) 83.0	(-1.4) 83.2	(0.8) 86.2	(-1.1) 83.3	(-0.9) 81.6	(-1.5) 81.2	(0.7) 84.8
R2年10月	(-2.1) 99.9	(-0.5) 102.3	(-0.7) 101.5	(-34.2) 1.04	(-35.2) 1.03	(-0.7) 85.7	(-0.4) 85.1	(-0.9) 83.8	(2.4) 88.5	(-0.1) 83.8	(-0.4) 83.8	(-0.5) 81.9	(2.6) 87.2
R2年11月	(-2.3) 99.8	(-1.1) 101.7	(-1.2) 101.1	(-33.1) 1.05	(-32.7) 1.05	(-1.8) 88.9	(3.0) 92.5	(-2.6) 87.3	(7.2) 99.3	(-0.7) 87.4	(4.3) 91.5	(-1.5) 85.8	(8.6) 98.2
R2年12月	(-2.0) 100.3	(-1.4) 101.4	(-1.3) 100.8	(-32.3) 1.05	(-29.8) 1.06	(-3.0) 173.6	(-5.4) 167.7	(-3.0) 184.2	(-5.2) 183.4	(-1.7) 171.2	(-4.1) 166.4	(-1.6) 181.7	(-4.0) 181.9
R3年1月	(-1.5) 100.8	(-0.7) 102.0	(-0.5) 101.4	(-27.2) 1.10	(-23.6) 1.10	(-1.3) 86.1	(-1.0) 85.2	(-0.7) 84.3	(-2.8) 85.9	(-0.6) 84.4	(-0.6) 84.0	(-0.1) 82.6	(-2.4) 84.7
R3年2月	(-0.6) 101.3	(-0.5) 101.9	(-0.3) 101.3	(-24.8) 1.09	(-20.3) 1.10	(-0.4) 84.2	(-0.2) 84.1	(-0.1) 82.5	(-1.0) 86.8	(0.1) 82.6	(0.0) 83.0	(0.4) 81.0	(-0.7) 85.7
R3年3月	(1.2) 102.3	(-0.2) 102.2	(-0.2) 101.5	(-21.4) 1.10	(-18.1) 1.13	(0.6) 89.7	(1.3) 88.0	(0.7) 88.5	(-0.9) 88.9	(0.8) 87.8	(1.5) 86.7	(0.9) 86.6	(-0.7) 87.6
R3年4月	(3.9) 13.3	(-0.5) 101.8	(-0.5) 101.4	(-16.2) 1.09	(-11.9) 1.11	(1.4) 88.3	(1.5) 86.2	(2.0) 86.8	(-0.1) 88.4	(1.9) 86.7	(1.9) 85.0	(2.5) 85.3	(0.3) 87.2
R3年5月	(5.0) 104.0	(-0.1) 102.1	(0.0) 101.6	(-7.6) 1.09	(0.9) 1.17	(1.9) 86.8	(1.7) 85.3	(2.5) 85.5	(-0.1) 87.5	(2.0) 85.0	(1.7) 84.0	(2.7) 83.7	(-0.1) 86.1
R3年6月	(5.0) 104.6	(0.2) 102.4	(0.4) 102.0	(0.9) 1.13	(8.0) 1.21	(0.1) 140.4	(-0.2) 130.8	(0.8) 151.3	(-0.6) 139.8	(-0.1) 137.1	(-0.6) 128.2	(0.6) 147.8	(-0.9) 137.1
R3年7月	(5.6) 105.7	(0.2) 102.6	(-0.2) 101.9	(5.5) 1.15	(18.9) 1.26	—	—	—	—	—	—	—	—
資料出所	日本銀行	総務省統計調査室	職業安定課	三重県戦略企画部統計課消費・生活統計班 厚生労働省大臣官房統計情報部									

(注) 1 上段 () は、対前年同月比 (%表示)

(注) 2 有効求人倍率の年平均は、単位は年度であり、実数値を使用